

## 令和7年度障がい者のための企業説明会業務委託 業務仕様書

### 1 目的

障がい者の法定雇用率が令和6年4月に2.5%に引き上げられ、さらに令和8年7月に2.7%へ引き上げられることから、県内企業はこれまで以上に障がい者を雇用しなければならない状況にある。

このような状況の中、企業の人事労務担当者は、障がい特性などについて知る機会が限られていることから障がい者の雇用にあたって具体的な対応を検討できておらず、また、障がい者も企業の支援体制などの実態について知らないまま就職し、ミスマッチから離職につながる事例も多くあり、障がい者の就労ニーズの共有が課題となっている。

本事業は、企業の人事労務担当者と障がい者が就労について意見交換を行うことで、互いの理解を深め、障がい者の新規雇用とあわせ、既雇用者の離職防止に向けた企業の職域改善につなげることを目的として実施する。

### 2 契約期間

契約日から令和7年11月28日（金）まで

### 3 業務内容

受託者は、出展企業が自社の取組について説明し、障がい者とその家族などの参加者が就労に向けた相談を行うイベントを県内3地域で開催すること。

なお、事業実施にあたっては県内企業の障がい者雇用状況等を十分に理解したうえで、出展企業及び参加者を募集すること。

#### (1) 説明会開催時期

令和7年9月から10月頃にかけて実施する。

#### (2) 開催

県が指定する場所で3回開催する

#### (3) 出展企業の募集

ハローワークに障がい者専用求人票を提出する（している）ことを条件とし、県内企業、特に法定雇用率未達成企業を優先し、募集する。

また、募集用のチラシを作成し、県内の法定雇用率対象企業に向けて周知を行うこと。

#### (4) 参加者の募集

原則、障害者手帳を所持し、県内に居住する者を優先し、募集する。

また、WEB広告やSNS広告を活用して開催概要や出展予定企業の告知などにより多くの参加者を集めること。また、各会場で複数企業の説明会に参加できる工夫を行うこと。

#### (5) 説明会への参加費用

出展企業、参加者ともに無料とする。

#### (6) その他イベント運営に関する業務

- ・ 出展マニュアルを作成し、出展企業への事前説明を行うこと
- ・ 運営マニュアルを作成し、事前にスタッフへの教育・訓練を行うこと
- ・ イベントの進行管理を行う司会者を用意すること
- ・ 会場に案内ブースを設置するとともに、案内スタッフを適切に配置すること

- (例) 障がい者雇用にかかる資料コーナー、キャリアコンサルタントによるキャリア相談コーナー等
- ・イベントの評価を測るための出展企業及び参加者へのアンケートを実施し、とりまとめること
  - ・その他、イベント実施に必要な事項
- (7) 三重県から提供するもの（見積もりに含めない）
- ・イベント実施会場（契約後に会場を三重県が指定する）。
  - ・イベント当日の手話通訳及び要約筆記者の派遣
  - ・三重県内大学、障害福祉サービス事業所、障がい者就労支援機関へのチラシ配布
  - ・県政だより等の県広報資料への掲載
  - ・県内企業へのメールマガジンの配信
  - ・県政記者クラブへの報道機関資料提供（プレスリリース）
- (8) 提案内容に含めるもの（見積もりに含める）
- ・参加者、出展企業を増やす提案
  - ・参加者の来場促進につながる提案
  - ・参加者が3か所以上の企業ブースを訪れる提案
  - ・企業の人事労務担当者と参加者が互いの理解を深めるための工夫
  - ・当事業のイベント名
  - ・イベント終了後の企業からの要望・質問等に対するフォローアップ
- (9) その他
- ・別途県が実施する「令和7年度はじめての障がい者雇用支援事業」の業務受託者と連携し、出展企業の内容の充実を図るなど、両事業の効果の向上、活用を図ること
  - ・その他必要な事項については三重県と協議して決定する。

#### 4 業務スケジュール

業務スケジュールは、次のとおりとする。広報等に当たっては、下表の「参考」に示す三重県及び三重労働局の他の事業と連携するなどの工夫を行う。

なお、事業進行の都合上、スケジュールを変更する場合は、事前に三重県と協議すること。

月	実施内容	参考
5月	広報資料等作成	
6月	出展企業募集開始	障害者雇用状況報告（ロクイチ報告）勉強会
7月	参加者募集開始	
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">説明会の実施</div>	三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会開催
9月		障害者雇用支援月間
10月		県内ハローワークで障害者就職面接会開催（予定）
11月	契約満了	

#### 5 提出書類

業務完了後、次の書類を紙及び電子ファイルで三重県に提出すること。

- ① 業務完了報告書（第1号様式） 1部
- ② 業務実施報告書（任意様式） 1部  
なお、②の体裁は次のとおりとする。
  - ア 業務概要説明書（業務目的、体制、実施内容、実施計画、スケジュール等を記載）
  - イ 業務実施報告（当日の実施結果等をまとめた報告書：写真含む）
  - ウ アンケート結果
  - エ 説明会の当日の準備や参加状況などが分かる写真
  - オ その他、三重県が指示するもの

## 6 成果指標

- (1) 出展企業数  
会場の出展企業数のべ 30 社以上  
ただし、各地域にて最低 5 社以上が出展すること
- (2) 参加者数  
会場の参加者数のべ 100 人以上  
ただし、各地域にて最低 20 人以上が参加すること

## 7 受託上の留意点

- (1) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができる。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うこと。
- (3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間の保存すること。
- (5) メール誤送信等による個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定める様式により速やかに三重県へ報告すること。
- (6) 本業務は、三重県電子情報安全対策基準（三重県情報セキュリティポリシー）を遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為または事象が発生した場合、そのようなおそれがある場合は、三重県に報告を行い、三重県の指示のもと速やかに対応すること。なお、三重県電子情報安全対策基準については、契約後に開示する。
- (7) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

## 8 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

## 9 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、原則、履行確認の通知が行われた後に請求することができる。なお、上記 6 の成果指標を達成できない場合は、協議により委託料の減額を行

う場合がある。

## 10 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、三重県と受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 11 その他特記事項

- (1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 12 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班  
電話番号 059-224-2510 FAX番号 059-224-3024  
メールアドレス syurou@pref.mie.lg.jp  
担当 西山、井口

第1号様式

令和 年 月 日

三重県知事 あて

受託者名

業務完了報告書

令和 年 月 日付けで受託した令和7年度障がい者のための企業説明会業務委託について、下記のとおり業務が完了したことを報告いたします。

記

- 1 受託業務名  
令和7年度障がい者のための企業説明会業務委託
- 2 契約金額  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 実施に要した経費の額  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）  
内訳は、別添「経費内訳表」のとおり。
- 4 契約の締結  
令和 年 月 日（ ）
- 5 履行期限  
令和 年 月 日（ ）
- 6 履行完了日  
令和 年 月 日（ ）

添付書類

所要経費の根拠資料